

《消防からのお知らせ》

新

事業所等

営業を始める方

必ず

事前相談

が必要です!

事前相談をせずに営業を開始した場合…

! 重大な消防法令違反となる場合があります!

消防法令に違反すると…

岡崎市のホームページに**公表**する場合があります。

行政処分の対象となり、消防法に基づく**命令**や**罰則**を受ける場合があります。

詳細はこちら

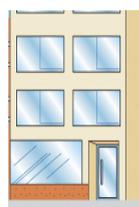


罰則規定一覧

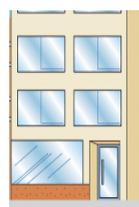


違反対象物公表制度

! 消防法令違反となる場合の例



空室
事務所
事務所



飲食店
事務所
事務所

3階空テナントに飲食店が入居し、建物の用途が変わったことで、建物全体に**自動火災報知設備等**の設置及び**防火管理者**の選任が必要となった。

※実際に消防の立入検査で判明した事例となります。この他にも消防法令違反となるケースもありますので、必ず事前相談をお願いします。

事前相談先▶ 岡崎市消防本部予防課 ☎ 0564-21-9860